

名誉市民

安曇野の芸術と文化を継承し、発展を誓う



節郎先生の遺影を前にあいさつする平林市長

市では、4月19日に逝去された名誉市民である高橋節郎先生を偲ぶ会を9月16日、安曇野高橋節郎記念美術館で開催しました。

この日は、県内外から約250人が出席して節郎先生の在りし日を偲びました。平林市長は「節郎先生は、日本の伝統工芸である漆を芸術の域にまで高め、世界に発信されました。私たちは、その偉業を偲び、安曇野の芸術と文化を継承し、発展させていくことが責務だと痛感しています」とあいさつしました。式では、先生が故郷への思いを綴った詩「穂高の四季」を朗読したテープが流されたほか、参列者による献花なども行われました。また、会の終了後には、同記念美術館友の会の主催による追悼音楽会が行われました。

しゅん工

特別養護老人ホーム「豊岳荘」が完成

老朽化に伴い移転・新築工事が行われていた特別養護老人ホーム豊岳荘が完成し、9月22日にしゅん工式が行われました。豊科プール東側に建てられた同施設は、2階建てで延床面積は約5,200平方メートル。居室はすべて約8畳の個室で、ショートステイ用の10部屋を含む計90部屋が設けられています。そのほか入所者用の菜園やキッチンを備えるなど、自立した生活が送れるよう配慮されています。同施設の入所者で、工事の進み具合をテレビや新聞で見ながら完成を楽しみにしていたという市川幸さんは「安心して暮らせそう」と新施設へ期待を寄せていました。施設の建設にあたって市では、事業費約15億円のうち3億6千万円を合併特例債から補助しています。



施設運営は安曇野福祉協会が行う

公共交通

デマンド交通「あづみん」が発進！



「あづみん」が各地域へ向け出発した

デマンド交通を主体にした市の新公共交通システムの試行運行が9月10日から始まりました。この日は、平林市長をはじめ関係者約140人が出席してオープニングセレモニーが豊科ふれあいホールで行われました。

式では、新公共交通システムの検討会で座長の奥山修司福島大学教授が「新しい地域公共交通あづみん快走のポイント」と題して講演を行い、「成功するかどうかは地域次第で、利用者の視点に立って不平・不満を1つ1つ丁寧に解決していくことが大切。新しい行き先づくりなども重要になってくる」と話しました。市では、今後1年間の予定で試行運転を行い、利用者の皆さんの意見などを踏まえ、検証や改善を行い、本格運行を目指します。

平成20年度 税制改正

市・県民税が変わります

市・県民税の住宅ローン控除

税源移譲で、平成19年分から所得税が減少することにより、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり控除しきれない場合があります。

このような場合、その分を市・県民税の所得割額から控除することができま。す。（平成20年度分以降最長28年度まで）

【対象】平成11年から平成18年に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人。該当者は、毎年申告が必要です。

地震保険料控除

【申告期間】平成20年1月4日～3月17日
【申告書提出先】確定申告をする人は税務署等へ、年末調整のみの人は、平成20年1月1日に居住している市町村へ提出してください。
※申告書は、11月以降、市民税課の窓口か、市のホームページで取得してください。

損害保険料控除が改められ、地震保険料控除が新たにできます。地震保険契約の保険料等の金額の2分の1に相当する金額を所得から控除します。（市・県民税は、最高2万5千円）

なお、経過措置として、平成18年12月31日までに契約した長期損害保険契約の保険料等については、今までの長期損害保険料控除が適用されますが（市・県民税については、最高1万円）、短期の損害保険料控除は廃止になります。経過措置を利用して両方の控除を受ける場合は、市・県民税については、最高2万5千円となります。

高齢者の非課税措置の廃止に伴う経過措置の終了

高齢者非課税廃止に伴う経過措置

年度	18年度	19年度	20年度
市県民税内訳			
均等割額	1,300円	2,600円	4,000円
所得割額	1／3課税	2／3課税	全額課税

平成17年1月1日現在65歳以上（昭和15年1月2日以前生まれ）の人で、前年の合計所得が125万円以下の人は、市・県民税は非課税とされてきました。

しかし、平成18年度から廃止され、経過措置がとられてきましたが、平成20年度からは全額課税となります。

年度間の所得の変動に係る経過措置

平成19年中の所得が、退職・休職などで大きく下がり、19年分の所得税がからなくなった人は、平成19年度分の市・県民税が減額される場合があります。（申告書の提出が必要）

【適用年度】平成19年度 市・県民税。

【申告期間】

平成20年7月1日～7月31日
納付済みの場合は還付されます。

【申告書提出先】

平成19年1月1日に居住していた市町村へ提出してください。

※申告書は、平成20年6月以降市民税課窓口か、市のホームページで取得してください。

図 豊科総合支所内市民税課
（☎72・3111 ☎72・8340）

固定資産評価員に本郷良一さん

このほど行われた9月定例会において議会の同意を得て、新しい固定資産評価員に本郷良一さん（穂高柏原）が決まりました。

